令和５年分農業収支内訳書作成相談会について

日頃、大町市政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご自身では収支内訳書の作成が難しいという方を対象に、農業収支内訳書作成相談会を開催します。市税務課職員が個別に作成方法についてご説明いたします。以下をご確認のうえご利用ください。

▼**本相談会は、ご自身で収支内訳書の作成ができない方のみを対象とさせていただいております。**ご自身で収支内訳書の作成ができる方は、税務課税務係【市役所 1 階１１番窓口】に直接、収支内訳書をご提出ください。
日程が限られており、混み合った場合、ご自分で作成できない方が相談を受けられないことも考えられるため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

▼「農業所得の届出書」（黄色い用紙）を市へ提出する方（令和５年中、出荷や販売をしておらず、米の精算金などの雑収入もない方）は、本相談会にお越しいただく必要はありません。

▼収支内訳書は作成できるが、減価償却費の計算だけが分からないという方につきましては、税務係窓口にて減価償却費を計算いたしますのでご依頼ください。

▼本相談会をご利用される方は、帳簿類・領収書などの整理や、必要経費の計算などを済ませてからお越しいただきますようお願いいたします。

▼当日にお持ちいただくもの

① 帳簿類
② 領収書・雑収入関係の通知類（農業者戸別所得補償金の交付決定書など）
③ 固定資産税の明細書（税務課資産税係で再発行できます）
④ 農業で使用している軽自動車税の支払がわかるもの
（軽自動車税支払証明を税務課管理収納係で発行できます）
⑤ 農業収支に使用している金融機関の通帳（令和５年１月から令和５年１２月末までの取引が記帳されていることをご確認のうえお持ちください。）
⑥ 農協へ出荷されている方については、１月２２日（月）以降（予定）に JA 大北で発行する「令和５年分収支内訳書記入支援用書類」（任意です。必要な方は JA 大北営農センターから発行を受け、ご持参ください。手数料は 1,300 円です。）
⑥ 本人確認書類
⑦ 筆記用具

※ 必要な書類がないなどの場合、その場で農業収支内訳書を作成できないことがありますので、ご承知おきください。

(大切なお知らせ)　確定申告用固定資産税額明細書の発行業務廃止について

確定申告用固定資産税額明細書（無料）は、令和６年３月末をもって発行業務を廃止します。令和６年４月以降は、毎年５月に送付している固定資産税課税明細書、または税務課資産税係にて有料で交付している公課証明書等を、確定申告の際にお使いください。

＜裏面の日程もご覧ください＞

▼日時・会場

<table>
<tr><th>相談日</th><th>地　　区</th><th>会　　場</th><th>受付時間・相談時間</th></tr>
<tr><td>１月２３日（火）</td><td>大町地区</td><td rowspan="6">大町市役所
東中会議室
（東庁舎２階）</td><td rowspan="8">＜受付時間＞
〇午前の部
午前８時４５分
～１１時３０分

〇午後の部
午後１時～３時３０分

＜相談時間＞
〇午前の部
午前９時～正午

〇午後の部
午後１時１５分～４時</td></tr>
<tr><td>１月２４日（水）</td><td>平地区</td></tr>
<tr><td>１月２９日（月）</td><td>常盤地区
（泉、上一、下一）</td></tr>
<tr><td>１月３０日（火）</td><td>常盤地区
（清水、須沼、西山）</td></tr>
<tr><td>１月３１日（水）</td><td>社地区</td></tr>
<tr><td>２月 １日（木）</td><td>全地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２月 ２日（金）</td><td>八坂地区</td><td>市八坂支所</td></tr>
<tr><td>美麻地区</td><td>市美麻支所</td></tr>
</table>

※ご来場者数などの関係により、日程を地区ごとに振り分けさせていただいております。
なるべく指定された日にお越しいただくようご協力をお願いいたします。

※記載されていない地区にお住まいの方および該当日に都合のつかない方は、２月１日（木）の全地区対象の日にお越しください。

※八坂地区または美麻地区にお住まいの方は、八坂または美麻支所へお越しください。

※会場が混雑した場合には、会場への入場制限等を行う場合があります。

問い合わせ先
大町市総務部税務課税務係（本庁舎１階）
TEL　22-0420　内線 443、444、448